

第 35 回 葛飾区子ども・子育て会議 議事録

I 日時：令和3年10月8日（金）午後2時～

II 場所：かつしかエコライフプラザ 2階 研修室

III 出席者

1 【出席委員 20 人】

太田会長、石井副会長、阿部委員、加藤委員、黒沢委員、小林委員、齋藤委員、佐野委員、鈴木委員、園部委員、高橋委員、坪井委員、津村委員、二葉委員、星委員、三尾委員、八木委員、大内委員、加島委員、三枝委員

2 【欠席委員 5 人】

今井委員、岩城委員、上田委員、遠藤委員、田中委員

3 【事務局】

子育て支援部長、育成課長、子育て施設整備担当課長、子育て支援課長、保育課長、子ども家庭支援課長、児童相談所開設準備室長、青戸保健センター所長、教育委員会事務局放課後支援課長、他担当職員

IV 次第

1 開会

2 事務局紹介

3 葛飾区子ども・子育て会議副会長の選出

4 議事

(1) 令和3年度の保育状況について【資料1】

(2) 令和3年度整備予定施設について

① 令和3年度整備予定施設一覧【資料2-1】

② 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策【資料2-2】

(3) その他

① 私立保育施設等の安定的な運営を図るための緊急対応について【資料3】

② 葛飾区児童虐待事案検証委員会の報告について【資料4】

③ その他

5 閉会

V 配付資料

葛飾区子ども・子育て会議（第35回）次第

資料1 令和3年度の保育状況について

資料2-1 令和3年度整備予定施設一覧

資料2-2 子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策

資料3 私立保育施設等の安定的な運営を図るための緊急対応について

資料4 葛飾区児童虐待事案検証委員会の報告について

VI 議事要旨

1 開会

会長

○ 区のHP掲載等のため、職員が記録撮影する旨伝達。

事務局

○ 出欠状況について報告。Web会議システムでの出席を含め定足数に達しているため、会議が成立している旨伝達。

2 事務局紹介

事務局

- 前回の会議が書面会議であったため、事務局の紹介をさせていただく。
(事務局の紹介)
- 今後、事案により、子育て支援事業と関係の深い部局の職員も出席する。

3 葛飾区子ども・子育て会議副会長の選出

会長

- 副会長は互選となっており、前回の会議が書面会議であったことから石井委員を選出した。拍手をもって承認いただきたい。
(各委員から承諾の拍手あり。石井委員、了承。)

副会長

- 横浜市や新宿区で同様の会議に関わっています。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

4 議事

(1) 令和3年度の保育状況について

会長

- 議事(1)について、事務局より説明をお願いする。

事務局

(資料1「令和3年度の保育状況について」概要)

- ご挨拶を兼ねて議事1について説明する。
- 委員改選があり、初回の会議が書面会議だったので、皆様にはご不便をかけたかと思う。本日は積極的なご発言をお願いします。
- 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条に規定している各区市町村事務の一つとして、その設置を努めるものとされている。葛飾区は、子どもたちへの支援、子育て中の家庭への支援が極めて重要であることから、条例設置し、区長の附属機関として進めている。
- 会議では事業計画を作成し、計画の進捗管理を皆様にはお願いしていく形になるかと思う。そのひとつとして、量の見込みと確保方策についてはしっかりとご議論をいただき、ご意見を頂戴することとなっている。行政が一方向的に進めるのではなく、様々な関係者の皆様と意見を交わしながら実のあるものを進めていく会議であるので、忌憚のないご意見を頂戴していければと思う。
- 葛飾区の子育て支援の中でも喫緊の課題として取り上げてきた保育の確保について、保育所を望む区民の方が多く、待機児童が多いというのは全国的な課題であった。待機児童ゼロを目指し長年進めてきたところ、皆様のご協力もあって、今年4月には待機児童ゼロを達成したところである。国基準に合わせた待機児童ゼロなので、その背景にはいろいろ残された課題もある。この会議を進めていく中で、日頃から情報収集を行っていただき、地域の実情等を教えていただければと思う。
- 待機児童ゼロの達成にあたっては、新規園の設置を中心とするほか、既存保育園の弾力化の活用、定員の増、今までは教育というカテゴリーだったが、幼稚園を運営している皆様にご協力をいただく中で預かり保育の拡充、また、認定こども園という新しい形態への移行等をお願いしてきた。
- 待機児童ゼロの結果として、資料1を基に説明させていただく。
- 葛飾区の現状。各年度4月1日の乳幼児人口だが、平成29年度以前は少し増えていた年もあったが、ここ数年は減少しており、令和2年度、3年度にかけてかなりの人口減があった。乳幼児人口だけ見ても減少しているということは、親御さんを含めて人口流出があったのかと思う。
- こういった背景を踏まえた認可保育所の充足率について。令和2年度、3年度を掲載しており、いずれも100%を下回っているが、令和2年度は待機児童が21人生じていた。充足率が100%にならないのは地域偏在等があるので、難しいところである。令和3年度の充足率は定員が若干増

えている部分もあるが低くなっており、公立、私立それぞれの認可保育所でかなり下がっている。特に0歳児は大きく下がっており、定員を増やしたからということではなく、おそらく、新型コロナウイルス感染症拡大の影響だろうと思っている。出生数の減、いわゆる産み控えが生じた可能性もあり、このまま推移していくのか、または、反転増につながるのか、注視していかなければならない状況が今の段階だと思っている。

- 1歳の充足率の状況だが、公立、私立ともに高い数値になっている。私立だけが、10月1日現在の充足状況を記載させていただいた。1歳児については育児休暇制度が普及しているということもあって、年度当初に保育所に入るといよりは年度途中で仕事復帰にあわせて利用している方が多いことから、年度途中で充足率が上がる要素が強い年齢層である。10月1日現在でこのような数値になるので、今後は入れない状況もあり得る。また、0歳児についても10月1日現在では相当充足率が上がっており、こういった急増する年齢層のニーズに備えて年間の利用しやすさをどう確保していくかが、今後の保育を考えるポイントの一つではないかと思う。
- 一方で3歳、4歳児は充足率が低い状況である。10月1日現在でも低い状況で、これはそもそも定員が1歳、2歳に比べて非常に多い状況がある。以前は3歳くらいになったら幼稚園、保育園という傾向が現在の定員数に残っていて、見た目として充足率が下がっている形になっている。現在は1歳くらいで入ったお子さんが卒園までいるというのが一般的なので、新しい傾向に合わせて保育定員をどう確保していくのか、乳児の段階で必ずしも4月入所ではないのが普通になっていることをどのように受け止めていくのか、今後サービスを提供する際のポイントになってくるかと思う。
- きょうだい、第2子、第3子のお子さんが保育園に行く際に、今までは空いている保育園に入るので、どうしてもきょうだいで違う保育園になってしまう。今後は使い勝手にも注力していくことが、区民の皆様にとって保育が身近でお役に立てるものにつながっていくと思う。
- 各事業者の皆様と意見を交換しながら経営を安定的に推移させつつ、保育の使い勝手、年間を通じて利用しやすい保育をどう構築していくのか皆様のご意見を頂戴しながら進めていく必要があると考えている。
- 今年度は新規の入園申し込みが令和元年度と比べると15%ほど低いが、各年齢層の利用率は上がっている。このような推移の動向を見ながら進めていく必要があると考えている。
- これからお話させていただき議事2の背景情報となるので、議論の際に役立てていただきたい。

(2) 令和3年度整備予定施設について

会長

- 議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料2-1「令和3年度整備予定施設一覧」概要)

- 資料に記載の認可保育所、認定こども園5件のうち、1番の(仮称)新小岩二丁目保育園、5番の(仮称)四つ木一丁目認定こども園については、前回までの会議にて意見を伺ったため、他の3件の利用定員の設定について意見を伺う。
- 2番の(仮称)西亀有三丁目保育園は、公立認可保育所である西亀有保育園の老朽化による建替えに伴い民設民営化するもので定員132名。
- 亀有・西亀有周辺では、依然として1・2歳児の保育需要が高く、一部の園では弾力化して受け入れている状況である。今年度中に100戸規模の大型マンションの竣工が2件予定されており、保育需要が増える可能性が高く、1・2歳児各2名を増員する。
- 現在の公立保育園で行っている特別保育事業をすべて継続するほか、延長保育の時間を1時間から2時間に延長し、子育てひろば、一時保育も実施する予定。
- 3番の(仮称)西亀有四丁目認定こども園は、私立認可保育所である砂原保育園が幼保連携型認定こども園に移行するもの。私立認可保育所から幼保連携型認定こども園への移行は区内初となる。
- 内装改修を行うのみで、仮設園舎への移転や本園舎の建替え等はない。
- 定員は、0歳児の保育需要が減少しているため12名から9名に減員し、3～5歳児は1号定員を2名ずつ設定する。

- 4 番の（仮称）水元三丁目認定こども園は、私立認可保育所であるそあ保育園が幼保連携型認定こども園に移行するもの。
- 3～5 歳児用の新築棟を敷地内に整備するため、仮園舎への移転や本園舎の建替え等はない。
- 3～5 歳児は 1 号定員を各 5 名、2 号定員を計 4 名増員する。
- 以上の施設整備により、令和 4 年 4 月 1 日までに 1 号定員を含め 63 人の定員を確保し、令和 5 年 4 月 1 日までに 1 号定員を含め 126 人の定員確保を行う予定。

（資料 2－2「子ども・子育て支援事業計画における保育利用に係る量の見込みと確保方策」概要）

- 計画値に対する令和 3 年 4 月時点の現状は、0～5 歳児の定員総数で 601 名不足している。
- 計画値に対する令和 4 年 4 月の見込みについて年齢別内訳をみると、満 3 歳児以上では 243 名、1・2 歳児では 218 名、0 歳児では 37 名不足する見込みである。
- 葛飾区を 4 つに分けた東西南北別の状況について、東部地域は、今年度施設整備を行う予定はなく、0 歳児で 14 名、1・2 歳児で 66 名、3 歳児以上で 50 名不足している。西部地域は、2 件の施設整備により合計 11 名の定員を確保するが、0 歳児で 9 名不足している。南部地域は、2 件の施設整備により合計 90 名の定員を確保するが、令和 5 年 4 月開設予定の施設もあるため、令和 4 年 4 月時点では 60 名の定員を確保する。0 歳児で 14 名、1・2 歳児で 63 名、3 歳児以上で 68 名不足している。北部地域は、2 件の施設整備により合計 50 名の定員を確保するが、令和 5 年 4 月開設予定の施設もあるため、令和 4 年 4 月時点では 46 名の定員を確保する。1・2 歳児で 97 名、3 歳児以上で 132 名不足している。
- 西部地域の 1・2 歳児、3 歳児以上、北部地域の 0 歳児以外は計画値より定員が不足する見込みであり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による一時的な保育需要の減少に加えて、少子化のさらなる加速や、育児休業取得・テレワーク等の働き方改革の影響により、乳幼児人口が第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画策定当初の推計値よりも大幅に減少している状況である。量の見込みについても、計画数値と異なり保育需要の変動が続くことが想定される。
- 中長期的な人口推計と保育需要の把握を行い、地域ごとや年齢ごとのニーズに合った定員設定を行うとともに、老朽化した施設の建替えなど既存施設を活用しながら必要な保育定員の確保に努め、年間を通して利用しやすい保育環境を実現していく。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- 資料 1 に記載されている定員は、認可定員なのか、利用定員なのか。

事務局

- 認可定員で記載している。

委員

- 資料を見ると公立は利用定員、私立は認可定員を使っていると思う。公立と私立で定員の記載が違ふ理由は。

事務局

- 認可定員を記載している。保育所を作る基準に合わせて定員を設定するものが認可定員。利用定員は基準に合わせた範囲の中で定員を設定できるもの。こちらの資料はどちらとも認可定員を記載している。

委員

- 資料 1 の（2）（3）について、（3）では新規園を除いて記載しているのか。

事務局

- 開設後 3 年間はなかなか充足率が上がらないことから、新設園を除いて記載している。既設 4 年以上の保育園を記載している。

委員

- 現実的には新設 3 年未満の保育園は 3～5 歳児が空く傾向にある。ただ、資料 1（2）が全量のデータで示しているのに、（3）だけを 3 年未満の保育園を除くと、認可基準で配置が決まっている保育園において、充足率が現実には低いのに、高く見えてしまう。全量のデータを示してもらえると比較しやすい。

事務局

- 新設園は充足率が低い。1歳児は保育所に入るとそのまま上がっていくが、新設園は2歳児以上、特に3歳児以上はそもそも入らない前提で作らないと園として成立しない。区内の保育の状況に偏りが出てくることから、資料(3)から新設園は外している。一方、保育所の全体像を見るために資料1(2)の4月時点の資料では全園の数字となっている。10月時点というのは、半年間の推移を見ていくことで年間を通じて利用しやすい保育所について説明をするために、資料(3)をつけさせていただいた。委員のおっしゃる保育所の現在の全体の状況については、(2)で見たい。現在は年度途中で入所する方も増えている。保育需要を満たしているのか考える際には年間の推移を把握する必要があることから、半年後の推移も記載させていただいた。また、公立園を除いているのは、公立園は障害児等の別の要素もあることから、私立園を記載させていただいた。委員のおっしゃるとおり資料がわかりにくかった点については、お詫びさせていただく。

委員

- 保育所は、待機児童を解消するために区と協力しながらやってきた。待機児童がなくなり、いつでも利用できる保育園というのは理想だと思っている。我々もその方が良いと思っている。ただ、現実的に認可定員によって配置基準がある保育園は3歳児であろうが、4歳児であろうが、5歳児であろうが定員割れしている現状においては、運営が厳しいところもあるという話につながったので、後ほど緊急対応のところでお話できればと思う。今回の現状については了解した。

事務局

- 委員からご指摘のあった資料については見やすくする工夫をしていきたい。今後考えていかないといけないのは、私立保育園の運営を安定させながら、どのように保育需要を満たしていくか。全体数としての需要が今どうなっているのかということで、資料1(2)については4月1日時点での数字を出させていただき、年度当初の全体傾向が掴めるかと思う。そのため、令和3年度開設の新規園も含めて全数を入れている。一方で、年間を通じてどのように保育需要に対応していくのかも重要であり、年度途中での対応も重要である。このことを考える際には、全園で示してしまうとニーズが高いのは、0~2歳だけなので、新設園には3~5歳は入らない。推移がわかりにくいため、既設園だけにしている。しかも、新設園は年度途中での入園はほぼないので、動きを見るためには既設園だけにしないと、変動幅、充足率、空き状況がわからないのでこのような資料にさせていただいた。今後、資料については差し替えも含めて十分考えていきたいと思う。資料の意図についてはお話しさせていただいたとおりである。

委員

- データは条件を揃えないと比較して議論ができないので、次回の際にでもお示しいただきたい。

会長

- 資料1(3)を作り変えていただき、比較できるようにしていただきたい。

副会長

- 説明の中で、量から質へのフェーズに入ったとの話があり、使いやすい、利用しやすいとの話があったが、区の求めている「量より質について」他にあるのか。私も量より質の時代に入ったと強く思うので、その他に加えてほしい。また、0歳児が減少していると話があったが、令和2年度から令和3年度にかけて300人程度の減であるが、充足率は激減している。おそらく入所を控えている方が多いのではないかと思う。そうすると一時預かりに回っていると思われる。一時預かりの状況を知りたい。

事務局

- 量から質の部分については、利用者が身近な場所でいつでも保育園に入れる状況や多様なサービスを保護者が選べる状況を考えている。例えば、延長保育の実施、医療的ケア児への対応等が今後見られると考えている。

事務局

- 一時預かりの状況の詳細なデータの用意がなく、緊急一時保育のデータしかないが、令和2年度の状況から比べると大幅に増えている状況ではない。令和2年度は574名利用した。前年度も590名の利用だった。新型コロナウイルスの影響で感染が気になるということで、保育園を利用する方が抑えられていると考えられる。

副会長

- 私の想定している保育の質と区の想定している質が違うと感じた。区で質についてご議論いただければと思う。一時預かりについては、使いづらさとかいろいろな要因が関わってくるので、なかなか一概に去年と比較するだけでなく、より調べてみていただくと実態がわかってくると思う。

委員

- 私も保育園を経営しているが、実感として数字と実態がなかなか合っていないと思う。1歳児が入所を待ってしまうということですが、葛飾区では待機児童緊急対策事業というものがあって、保育園に入れなかった1歳児を受け入れる枠がある。その活用がどうなのか。緊急一時保育と一時保育は全く利用対象が違う。緊急一時は親の出産や病気などでどこの園でもやっている。一時保育こそ入所の条件に合わない、週3日とか、1日6時間未満とかそういったお子さんを受け入れているので、緊急一時の利用人数では本当のニーズを把握するのか疑問に感じるところである。数字と実際の保育園の空いている状況は違うと思う。

事務局

- 一時預かりのデータの用意がなく、仮に緊急一時のデータを説明させていただいた。委員ご指摘のとおり、緊急一時保育と一時預かりでは対象者等、制度的に全く違う。ただ、保育園や幼稚園に行っていないお子さんとして捉えると、差異ないとしてご説明させていただいた。一時預かり事業は幼稚園、保育園は様々なところで実施しているが、ひとつの参考として説明させていただいた。今後はこういったご質問に対してお答えできるように、準備をして会議に参加させていただければと思う。

会長

- 次回等に資料を用意していただければと思う。

委員

- 資料1で、0歳児の充足率が下がっているのは、0歳児のうち自分で見て、保育園はたくさんあるから入れるし、企業も休みを取らせてくれるし、二人目以降ならプラスの加点があっても保育園に入れるから子どもと過ごそうという考えのお母さん方を見かけますし、私自身もそうなので、これから先、0歳児の定員を満たすような日は来ないのではないかなと日常生活して思っている。

委員

- お母さんの行動パターン、どの段階でお子さんを保育園に入れるのかというのは非常に重要なファクターだと思う。小児科医としては、お母さんはある期間までは子どもと一緒にいたいという思いがあると思うが、働きに行かないといけないというお母さんが、資料からすると半年間の間でパーセントが上がってくる。一方、会社の育児休暇制度を利用できる方は、保育園等に入れるのを待っている状態であろうと、0歳児の子どもを見ながら思っている。ただ、データ自体が説得力のあるものにはなっていないので、例えば、0歳児のお母さんが何を考えているのか調査をする必要があるのかなと思っている。その辺も含めて充足率等を考えていかないと、単純に人の数だけで考えていくと難しいと思う。保育のニーズを考えて、どの段階で保育園等に入れようとしているのか、行動パターンを分析していく必要はあるのかなと思っている。

会長

- 1歳児からみんなが入りたいというのであれば、0歳児のニーズをどのように考えるのかということが出てくるかと思う。

委員

- 十数年前は、保育園は入れない、選べない、どこでもいいから入れればいいという時代だったので、現在の選べる、どこかに入れるという状況になったのはすごく良い状況だなと思った。これからは入りたい保育園に入る状況になっていて、いつ保育園に入れるかも保護者のタイミングで入れることができる、これからはそういう状況を目指してもらいたい。保育の質に関しては、自分の娘たちが保育園に通っていた当時は、あまりにも先生たちに余裕がなさすぎるように感じた。もう少し子どもたちを見る余裕をもった定員であったり、質を上げてほしいなというのを実感している。充足率が100%になっていないのは、利用者からは望ましい状況になってきていると思う。経営についてはわからないが、そのあたりは自治体で工夫していただいて、利用者が利用しやすい、いつでも入れるという状況をさらに作っていただければと思う。

会長

- 保育士の方々と働いている方がより良い環境が作れるといい。

副会長

- 今回、認定こども園に幼稚園がなる。0歳児～2歳児の保育を初めてやることになるが、すごく難しいことだと思う。こういった保育の質を担保するために、区として初めて認可保育園をやるとなったときに、保育の質の確保にどういった手立てをするのか。例えば横浜市では、退職園長が新規園等に巡回で指導に行くといった仕組みを作っている。そのあたりを質という点でどのように考えているのか。

事務局

- 区内では、先んじて幼稚園から認定こども園になられているところがあり、認定こども園協会がある。連携をとりながら質の確保をしていくとともに、区の方でも認可指導係があるので、質の部分をチェックしていく。新しく認定こども園になれる園については、区と認定こども園協会が連携をとりながら質の確保を見ていきたいと思う。

委員

- 保育の質をどう定義しているのか。そのうえで、保育の質を高めていく必要があるのではないかな。

事務局

- 保育の質の向上の話の中で、保育サービスの種類の話があった。きめ細かいサービスをやりたいと思っている。保育力という意味での保育の質の担保と受け止めさせていただいた。例えば、私立の保育園も含めて研修制度の相互活用だとか、あるいは区では認可指導係があり、保育園に入らせていただいて話をさせていただいている。私立保育施設等向けの総合相談窓口も作らせていただいた。こういうことを通して、公立の保育力、私立の保育力というのではなくて、一緒に保育の質を伸ばしていこうと思っている。また、この会議の中でいろいろご提案いただければ、参考にさせていただき、私立の皆様と連携していければ考えている。

会長

- 保育内容の質といった時には、子どもが園の中で経験する内容等を指す。そこをどう高めていけるか、一人一人の保育者とか、園単位で向上させていけるような取組ができる仕組みを考えていくことが必要。

委員

- 保育の量と質を考えた際、保育士の数が絶対的だと思う。これに対して私立保育園の経営が難しくなっていく中で、区がどのくらい補助していけるのかが大きな問題だと思う。先ほど委員から保育士に余裕がないという話があったが、安全面とか保護者が安心して預けられるという点でも、また多様なサービスを願っている保護者がいれば対応するとか、障害児との共生を目指すという意味でも、保育士の数を多くして、質を高めていくことにつなげていただければと思う。

会長

- ありがとうございます。議事の整備予定施設については、この人数設定でいいということでしょうか。それでは次の議事に移る。

(3) その他 ①私立保育施設等の安定的な運営を図るための緊急対応について

会長

- 議事(3)①について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料3「私立保育施設等の安定的な運営を図るための緊急対応について」概要)

- 新型コロナウイルスの感染拡大等により、令和3年度において、私立保育施設等の入所児童数が例年に比して減少していることを受け、緊急の対応を実施した。
- (1) 私立の教育・保育施設等向け「総合相談窓口」の設置。令和3年7月21日に私立の教育・保育施設等の経営や管理運営上の相談、また、定員、施設改修、補助金、入園など複数の課にまたがる相談など、総合的に対応する相談窓口を育成課に設置した。
- (2) 私立保育施設等の利用定員の柔軟な運用。私立保育施設等において、認可定員と入所児童数に乖離があり、短期に回復が見込めない状況にあることから、定員変更を希望する施設からの

届出により、各年齢別に8月1日現在の入所児童数に2名を加えた数まで利用定員を減ずることができる柔軟な運用を行う。これにより、入所児童数に見合った職員配置を行えるほか、運営費の給付単価も実態に沿ったものとなる。8月5日から届け出を受けて9月から運用を開始し、令和5年3月31日までの1年半対応する。入所児童数の回復状況に連動し、半年に一度、利用定員を見直す。

- (3) 公立保育園の随時募集停止。年度当初の募集人員の範囲内で随時募集を行ってきたが、公立保育園については、原則、令和3年度内の募集を停止する。兄弟姉妹が当該公立保育園に通園している場合、心身に障害や疾病があり通園できる範囲が限られる場合などは、例外として取り扱う。
- (4) 0歳児受入対策費加算の延長。0歳児については、毎年度4月から9月までの期間に、0歳児を受け入れる保育体制を確保するために扶助している私立認可保育所及び私立幼保連携型認定こども園向け運営費について、今年度に限り、通年で扶助する。
- 区民に周知する必要がある公立保育園の随時募集停止については、区役所保育課窓口で案内するほか、区ホームページの募集ページを変更することで周知する。

会長

- 事務局の説明に対してご質問、ご意見を願います。

委員

- (1) 私立の教育・保育施設等向け「総合相談窓口」の設置について、相談件数や、どのような相談内容があったのか。(2) 私立保育施設等の利用定員の柔軟な運用については何園申請があってどのくらいの利用定員を減らしたのか。(3) 公立保育園の随時募集停止については公立保育園の随時募集停止については何名くらい公立以外のところにいったのか、実績を教えてください。

事務局

- (1) の総合相談窓口の設置については、7月21日に開設し、9月下旬までで25件ほどのご相談があり、相談内容は、定員や園運営の全般に渡るものである。(2) については、9か所でお話があった。(3) については、実際に停止したことによって私立保育園の方に人員が回されたかの詳細は不明だが、9月の0歳児の在籍児童数と10月の在籍児童数を比較すると、私立保育施設が38名ほど増えているという状況である。

委員

- 保育所運営のシステムについて詳しくご理解ない方もいらっしゃると思うが、なぜ利用定員と認可定員にこだわっているかという点、保育園の運営が子どもの数によって運営費が決まっているからで、ただ、配置は認可定員によって決められている。我々の考える保育の質で重要なのは子どもの環境だと思っている。子どもの主体性を重視し、子どもに適した環境を与え、障害のある子ども支援が必要な子どもに適した環境を与えるには、安定した保育士の雇用が必要である。そのため、安定した保育園の運営が絶対に必要になってくる。今回の緊急対応については正直使いづらい。(2) の説明において、単価費用を下げるような話があったが、実際に単価費用を下げる園があったのかわからないが、あまり緊急対応として使えない。(4) についてはありがたいことであるし、全部補助するということは財政的に難しいことはわかっているが、将来の子どものために我々子どもと接する保育園が安心して、また、保育士も安心して働けないと良い保育の環境ができないと思うので、これからも区と協力して話し合いながら進めていければと思う。

会長

- 緊急対応については、できるだけ使いやすいのが大事。

(3) その他 ②葛飾区児童虐待事案検証委員会の報告について

会長

- 議事(3)②について、事務局より説明をお願いします。

事務局

(資料4「葛飾区児童虐待事案検証委員会の報告について」概要)

- 以前の子ども・子育て会議において、虐待事案検証委員会の設置について報告しており、今回は

この検証結果を報告するもの。

- 令和2年1月に区内において発生した児童虐待事案について、事案の重大性に鑑み、再発防止と組織的な児童・家庭支援の対応力向上を図るため、区は10月8日に葛飾区児童虐待事案検証委員会を設置した。10回におよぶ審議を行っていただき、区は、本検証委員会から令和3年8月17日に報告書の提出を受けたため、報告するもの。
- 10回に渡り事実関係等の把握や課題の抽出等を行い、検証を進めていただいた。「(1) 区からの事案概要の説明と関連書類の説明」、「(2) 子ども総合センターの実務の視察」、「(3) 関係機関・関係者に対するヒアリング」を実施し、前半5回で(1)～(3)を、今年度に入り(1)～(3)を踏まえた討議による検証、検討を行った。
- 検証委員会としては、今回の事案に対して、結果を招いた要因及び結果を未然に防ぐことが可能であったかについて、次のような結論に達した。「(1) 結果を招いた要因」として3点の指摘があり、一つ目は、「初期の段階で、児童の安全確保策の検討や関係機関の情報の共有などが不十分であり、リスクの再評価、支援策や安全確保策の見直しが不十分となった」。二つ目は、「その後、発生する危機と対応方法について、家庭の状況が十分把握されていないことを考慮した支援方法の設定、関係機関が把握していた危機感の共有が十分ではなかった」。三つ目は、「こうしたことに対応するための十分な体制が整っていなかった」。という指摘をいただいた。
- これらの指摘の上で、「(2) 結果を未然に防止できる可能性があったか」という提言をいただき、こうした要因を解消できていれば、早い時期に児童相談所に対する援助要請などにより、児童の安全確保を通じて結果を未然に防止できた可能性がなかったとは言い切れない。特に、親が相手によって子どもの受傷理由を変えている場合などには、詳細な検討を繰り返すことが必須であり、十分な体制が整っていなかったという要因は大きな課題であったという検証結果をいただいた。
- つづいて、今回の検証を踏まえた具体的な取組について、5点の提言をいただいた。一つ目として、「組織的にリスクを判断し、支援方針を策定し実行する体制を整備すべきだ」。二つ目として、「子ども総合センターの強化をしっかりと図っていくべきだ」。三つ目として、「児童相談所との連携を強化していくべきだ」。四つ目として、「家庭に寄り添う在宅支援の充実を図るべきだ」。五つ目として、「第三者の目を入れた児童の権利確保の方策について十分検討するべきだ」。とありました。
- 「子どもを守る」地域社会の構築に向けてということで、区だけが単独で取り組むのではなく、区の事業や取組の内容を子育てに関わる皆様と共有して地域全体で子どもを守っていく必要があるというご提案をいただいた。また、海外の知見をご紹介している。
- つづいて、区の考え方について。「(1) 課題のある家庭に寄り添う在宅支援の充実について」は、ヘルパーや保育士などが孤立しがちな家庭を訪問し、養育の負担を一時的に軽減する「育児支援訪問事業」を活用できるよう拡充を図り、他の支援を受け入れることへのきっかけとする。また、保護者の負担が大きくなる夕方に子どもを預かることで負担軽減を図る「トワイライトステイ」の時間拡充に向け、委託施設と調整する。
- 「(2) 現場対応の見直しについて」は、再評価や点検などを徹底した「ケース進行管理等事務の流れ」をすでに取りまとめ、職員間で共有し、対応している。さらに本報告を受け、保育園等・関係機関との情報共有の方法を確立し、踏み込んだ意見交換ができる関係づくりに努め、状況変化に対応する。
- 「(3) 組織、体制の強化について」は、子ども総合センターの増員を含む組織の人的強化をするほか、欠員が生じた際、迅速に対応する体制を構築する。
- 「(4) ネットワークの強化について」は、良好な情報共有と意思疎通を図るため、児童相談所や保育・教育などの関係機関と平時から顔の見える関係の構築を進める。今後策定する児童相談所運営計画において、子ども総合センターと児童相談所が本区内の組織として責任を一元化することに伴い、意思決定の速度が上がるなどの利点を十分に生かしつつ、改善内容を反映していく。
- 「(5) 専門職職員の育成等について」は、改めて福祉専門職の育成プランの見直しや、内部人材の育成だけではなく、外部人材も活用した相談、調整機能の充実についても検討を進める。

会長

- ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

委員

- 児童虐待事案検証委員会の検証報告書は公表するとなっているが、今回の会議に提示されていない。今回の資料だけでは、どのような虐待があったかわからない。報告書を配っていただきたい。報告書では当初の判断は妥当であったとあるが、妥当ではなかったと思う。今回の事件を受けてきちんと見直していただきたい。

事務局

- 児童虐待事案検証委員会の検証報告書については公表されている。この会議への報告については、8月31日に区長の記者会見があり、今回報告させていただいた。検証報告書を委員の皆様配るべきということにはご意見として受け止めさせていただく。また、当初の判断が妥当であったと思えないというご意見をいただいた。検証委員会の事務局である私から検証委員会の報告書について、これは正しい、正しくないという立場ではないので発言は差し控えさせていただく。

会長

- 保育所で虐待の発見、気づきが何度かあったにも関わらず、今回のケースだとなかなか踏み込んでいけなかった実態があるので、今後にぜひ生かしていただきたい。そういった発見をする場所として、保育所はとても大事な役割を担う場所だと思うので、大事にしてほしい。

委員

- 資料3ページ「5 区の考え方（1）課題のある家庭に寄り添う在宅支援の充実について」の中で「孤立しがちな家庭を訪問し、」とあるが、何で判断するのか。自分は6歳、4歳、2歳の子どもを育てているが、夫婦が揃っていたとしても孤独を感じる時はもちろんあるし、友人が周りにいたとしても、検診をちゃんと受けさせているという事実があったとしても、孤独を感じるというのは個々の問題なのでどうすればうまく抽出できるのか話し合った方がいい内容かなと思った。

会長

- なかなか難しい。どのようにすれば拾い上げられるようになるのか。

事務局

- 委員のご指摘の通り孤独というのは、人それぞれの解釈というか、感覚的などころがかなり大きいと考えている。子育て家庭すべてを訪問してお伺いすることはナンセンスな部分がある反面、何らかの形で危険な状態、困っている状態を把握できた場合には、速やかに報告をするということが必要かと考えている。そのアンテナ部分をどこに求めていくかということに関しては、保育園であったり、児童館であったり、様々な区のサービスを提供する施設、また、学校等の教育機関で親、それから子どもたちの日々の生活状況からしっかりと情報収集していく。また、保護者と連携し、信頼関係をしっかりと構築していくことが大事と考えている。来年度の部分になってしまうが、そういうことを積み重ねていき、長期的に信頼関係、孤独に速やかに反応できるような体制を整えていきたいと考えている。

会長

- 親御さんが自ら行くという場所とアウトリーチで外から関わっていくというものがあると思うが、日常的なことを考えれば、子どもが通っている保育園、こども園、幼稚園などの身近なところで対応できるのかなと思ったりもする。検診を受けに来ない、リスクの高そうな子の家庭への支援はもちろんですが、日常的に使われるところを充実させていくことも検討されていいかと思う。

委員

- 児童相談所に勤めていたこともあったので、意見を述べさせていただく。何度も繰り返していた、指導していた中で、「しません」となっていたのがすごくミソだったのかなと思う。病院の先生が大丈夫だと仰っていたようだが、法医学にかけるとか、多角的に判断しないといけないと思う。今後は葛飾区に児童相談所ができるので法医学の先生と事前に協力していくことが必要だと思った。進行管理について、月1回行くというのがあるが、区によっては毎日行って進行管理をして、児童相談所は別途でチェックするというのがあった。そういうことをしてもらいたい。私たちが想像できないような保護者の方々がいる。そこをリスク管理していかないといけない。失礼な言い方だが、「しません」という言葉を信じてはいけないかなと思う。SOSが出せない方を葛飾区がどうやって拾っていくか、考えなければならない。児童相談所では相手にすごいことを言われる。メンタルがやられて休んでしまう職員が多い。それでも、人員が減ったとしても、その地

区は回らなくてはいけない。職員へのメンタルケアについても考えていかないといけない。検証委員会の中に、現場のことが分かっている人も含めていろいろな方に参加していただいたほうが良かったのかと思った。

委員

○ たしかに難しい問題である。そういった部署には専門的な職員を配置してもらいたい。

委員

○ 子ども総合センターの強化について、職員を増やしたのか。

事務局

○ 子ども総合センターの人員と合わせて、児童相談所の人員も絡んでくるので合わせて話をさせていただく。児童相談所においては、虐待相談事案の発生件数に合わせて何人配置しなさいという計算式が作られている。それに合わせて子ども総合センターも近い人数を入れている。現在では20人程度配置されているところだが、人の増加と合わせて、専門性を担保した職員をいかに確保していくのかと注視して、区として対応しているところである。経験が浅ければ判断が甘くなってしまうということがあるので、場数を踏んだ、経験している職員を子ども総合センターにおいても、児童相談所においても、そういう職員を確保することを考えているところである。ちなみに児童相談所においては、職員配置の65%程度の想定で、開設時においても経験者を配置する予定である。

委員

○ 子ども総合センターでご相談させていただいた経験があるが、連絡がつかない状況で、職員の方がいつも忙しく、連絡がついて面談しましょうとなった時に緊急対応が入ってしまったこともあった。その職員が悪いということではなく、20人という人数が適切なのかという気がする。倍はいてもいいのではないのかなと思う。以前、葛飾区で何件くらい扱っているか聞いたときに、何千件と聞いた。いろいろと考えた上での20人だと思うが、虐待を防ぐためにももう少し増やしていただかないと葛飾区で安心して子育てができないと感じている。

事務局

○ たしかに、現状の20人の人員が妥当かどうか、委員ご指摘のことが多々ある。皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルスの関係もあり、急激にケースが増えてきているという状況もある。日々ケースが動いていく中で、人数を考えていくことはとても難しい状況であることはご理解いただきたい。ただ、やはりそういうケースが発生した時にいかに対応していくのか、相談があったときにいかに受け止めて対応していくのかという体制を整えていく必要性は十分感じている。子ども総合センターの人数ももちろんあるが、区ではその他にも子育て施設があり、軽易な相談から重たい課題まで様々な対応ができるように重層的な子育てサービスの提供を考えている。例えば、児童館であっても相談を受ける、乳幼児健診等の場を使った相談、一番最初の気づきのところからどんどん入っていけるように、今、児童相談所の開設に合わせて組み立てをしているところである。もちろん、人数を増やさなくてはならないと思っているが、一つのセクションで対応するにはやはり限界があるので、区が児童相談所を持つという最大のメリットである、区の子育て施設、教育施設、保健所が有機的に連携を取ることによって対応できる体制、また、いろいろな方が困ったときにすぐに気軽に相談できる体制、また、そこで解決できなかつたら、子ども総合センターであったり児童相談所にエスカレーションできるような体制をしっかり整えていくということを課題に取り組んでいる状況である。

会長

○ できるだけ早く発見して対応するとか、相談にできるだけきめ細かく対応できるような体制を作ってもらいたいと思うし、そういう方向で児童相談所の設置に向けて進めていただければと思う。

(3) ③ その他

会長

○ 議事(3)③について、事務局より説明をお願いする。

事務局

○ 次回の会議について、令和4年3月22日に開催させていただく予定である。会場等の詳細につい

ては、開催通知の発送をもって正式にご連絡させていただく。

5 閉会

会長

○本日の会議はこれで閉会とさせていただく。長時間のご協力に感謝する。